

令和 7 年 第10回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和 7 年 6 月 26 日（木）午前 10 時 00 分

場 所：教育委員会室

令和7年6月26日

東京都教育委員会第10回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第41号議案

「いじめ総合対策【第3次】」について

2 報 告 事 項

(1) 令和7年度東京都教科用図書選定審議会（第2回）の答申について

～教科書調査研究資料及び令和8年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について～

(2) 令和8年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用教科書の調査研究資料について

(3) 東京都が目指す「次世代の学びの基盤プロジェクト」～「新たな教育のスタイル」の確立に向けて～について

教 育 長

坂 本 雅 彦

委 員

秋 山 千 枝 子

委 員

北 村 友 人

委 員

宮 原 京 子

委 員

高 橋 純

委 員

萩 原 智 子（オンライン）

事務局（説明員）

教育長（再掲）

坂 本 雅 彦

次長

岩 野 恵 子

教育監

瀧 沢 佳 宏

総務部長

山 本 謙 治

指導部長

山 田 道 人

教育改革推進担当部長

寺 島 雅 夫

（書 記） 総務部教育政策課長

小 川 謙 二

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和7年第10回定例会を開会します。

本日、荻原委員はオンラインで出席されます。

本日は、教育新聞社ほか2社からの取材と、4名の傍聴の申込みがございました。
また、教育新聞社ほか2社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。許可をしてもよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、許可をいたします。入室をしてください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処します。

なお、拍手等により可否を表明することや、入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も退場命令の対象となります。

議 事 録 署 名 人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、高橋委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 5月22日の令和7年第8回定例会議事録については、既に御覧を頂いたと存じますので、よろしければ承認を頂きたいと存じます。よろしいですか。
—— 〈異議なし〉 ——では5月22日の令和7年第8回定例会議事録については承認いただきました。

また、6月12日の令和7年第9回定例会議事録を配布しておりますので、御覧いた

だき、次回の定例会で承認いただきたいと存じます。

議 案

第41号議案

「いじめ総合対策【第3次】」について

【教育長】 それでは、第41号議案 いじめ総合対策【第3次】についての説明を指導部長からお願いをします。

【指導部長】 それでは、第41号議案「いじめ総合対策【第3次】」について、パブリックコメントの実施に関する報告等について」を説明させていただきます。

第41号議案資料を御覧ください。資料は、タブレットにある議案資料及びいじめ総合対策【第3次】上・下巻及び子供版のデジタルブック計5冊になります。

まず、議案資料1ページを御覧ください。本件については、令和7年3月27日の定例会でパブリックコメントの実施等について報告申し上げました。関係法令や目的については、資料を御確認ください。下のボックスにありますとおり、3月の定例会で報告後、4月28日までの約1箇月間、Web又は郵送によるパブリックコメントを実施し、9名の方から、合計16件の御意見を頂きました。また、4月中旬から5月中旬に、「いじめ総合対策【子供版】」について、都内公立学校に事務局職員が訪問し、子供達から直接、意見の聴取を行いました。

2ページを御覧ください。パブリックコメントの期間及び方法については、資料の(1)、(2)を御確認ください。

3ページに主な意見と都教育委員会の考え方について、掲載しております。

番号1の趣旨は、内容も十分であると評価いただいた一方、重要な情報をまとめた要旨のようなものがあるとよいという御意見です。これに対しては、冊子上巻の14～19ページまでに、特に必要と考える事項を、「いじめ防止の取組を推進する6つのポイント」及び「いじめ防止において必ず取り組む18の項目」として掲載しており、教員や学校の管理職を対象とした連絡会等で、この周知を図ってまいります。また、今

後、多忙な教員に必要な情報を分かりやすく届けるため、「SNSを使ったいじめ対応のポイント」、「保護者対応のポイント」など、必要な情報を焦点化した資料を作成し、教員の自主的な研鑽につなげられるよう取り組んでまいります。

番号2の趣旨は、低学年の段階から、他者の権利の侵害や犯罪につながる行為について伝えていく必要があるというものです。これを受けまして、「いじめ総合対策【子供版】」に、発達の段階を考慮しつつ、いじめが「暴行」や「窃盗」という犯罪になることがあることを記載することとしました。

番号3の趣旨は、いじめの加害者への対応を検討すべきであり、犯罪行為の疑いがある場合には警察に届け出るべき、というものです。これについては、上巻の68ページに、「警察・児童相談所等の関係機関と連携した対応」について記載しております。なお、警察との連携については、令和4年度の文部科学省からの通知を受け、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等は、直ちに警察に相談・通報を行うこと等、警察と連携した対応の徹底を図っております、今後も引き続き、連携した対応を図ってまいります。

番号4の趣旨は、88ページにございます「重大事態調査の進め方のフロー図」に対応時のポイント等を掲載した方が良い、というものです。これについては、紙面の都合により、同じページ内には掲載できませんが、対応時のポイントを文部科学省の資料を基に、チェックリストの形として、90～97ページに掲載するとともに、「重大事態発生時の判断」の際のポイントなど、発生時の段階に応じ、ポイントを掲載しております。パブリックコメントの実施に関しましては、以上の報告とさせていただきます。

なお、本日の資料は、7月に予定しております「いじめ総合対策【第3次】」の公表と合わせましてWebページ上にて公開する予定です。

次に、4ページを御覧ください。3月の定例会の際に説明いたしました、【子供版】に対する子供の意見の聞き取りを行いましたので、その概要を説明します。4月中旬以降、都内公立学校に事務局職員が訪問し、児童・生徒に直接【子供版】の内容を説明し、生徒会役員等の代表児童・生徒から意見を聴取しました。規模等については、(3)を御確認ください。

5ページには、子供達からの主な意見と【子供版】への対応等について記載してお

ります。例えば、2番、特別支援学校の生徒からの意見「最後に、心にとどまるメッセージを入れてほしい」との声を受け、小学校1～3年生向けに「いじめを受けた人はそのことをずっと忘れないよ、心の傷は一生残るんだよ」というメッセージを入れるなど、全ての【子供版】にメッセージを加えました。また、(2)にございますとおり、子供への聞き取りを通して、このデジタルブックを読んだことで、「謝っただけではいじめは解消できていないことが分かった」、「悪気はないことでもいじめになってしまうことが分かった」等の感想があり、子供にいじめについて学んでもらう良い教材であることも分かりました。なお、都教育委員会のメッセージとして、「いじめを受けた児童・生徒を必ず守る」という決意を込め、それぞれの子供版に「身近な大人があなたを必ず守ります」というメッセージを掲載しました。

今後、この【子供版】の授業等での活用を都内全公立学校に促すとともに、国で作成している動画などと併せて、保護者への意識啓発に活用いただく等、子供や保護者の理解啓発を図ってまいります。

6ページには、「いじめ総合対策【第3次】上下巻」、「いじめ総合対策【子供版】」合計5点の表紙を掲載しております。最終的に、5点のそれぞれの合計ページ数については、御覧のとおりとなります。

最後に、今後のスケジュールについて説明します。7ページです。本日御審議いただいた後、7月1日から各学校で活用していただけるよう、都立学校及び都内区市町村教育委員会に第3次の策定について周知するとともに、東京都教育委員会のホームページにて公表を予定しております。また、「いじめ総合対策【第3次】の実施期間は、令和11年3月31日までとしております。東京都に住む子供達が安心して学校に通うことができるよう、いじめに関する教職員等の取組の定着と推進に一層取り組むとともに、【子供版】を活用した子供の意識の向上について、いじめの理解を深めるための授業方法などの研究を進めてまいります。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございませんか。北村委員、お願いします。

【北村委員】 御説明ありがとうございました。【子供版】は発達段階に応じて、

それぞれの年代の子供達に分かりやすいように作られていて、良いものを作っていた
だいたと感じております。

最後に、【子供版】を活用してどのような授業に生かしていくのか、ということ
更に研究していくとのことですが、是非そちらを進めていただくとともに、最後の7
ページで保護者の意識の向上にも触れていますので、どのようにして保護者もこれ
を使いながら、お子さんたちといじめの問題について語り合えるような環境をつくら
っていくのか。いじめられている子は、自分の親には一番知られたくないと思います。

「あなた、いじめられているの」と聞いた際に、「いじめられている」と答えられる
子は良いのですが、それを言えない子がたくさんいる中で、保護者が子供のどのよう
なサインに気付いていくのか、そういったことも資料の中にはいろいろなヒントがあ
ると思いますが、保護者も全部丁寧に見ながら子供と向き合えるかという難しさも
あると思います。よって、このようなところがポイント、というような、例えば分か
りやすくまとまっている保護者向けのもの等、そういったものも是非作っていただき
たいと思いますが、いかがでしょうか。

【教育長】 指導部長、お願いします。

【指導部長】 今回、【子供版】については、大人が読んでもよく分かり、この厚
い本を読んでいただくのは難しいので、保護者会等で学校を通じて紹介してもらいた
いと思っております。

また、相談窓口等については、子供にも伝えておりますが、保護者にも案内をして
いるかと思えます。ただ、この部分は少し分からないため、一概に回答は申し上げら
れませんが、とにかく発見できるようなヒントについて分かりやすく発信することが
必要、ということは感じておりますので、努力してまいります。

【教育長】 ほかにいかがでございましょうか。秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 御説明ありがとうございました。今朝の新聞の一面の記事に、「守
ってもらえなかった」という一文がありました。今回、この総合対策の中に、子供達
を大人が守る、というように入れていただいたことは、勇気を持っていじめのことを
訴えた子供にとっては安心に繋がると思えます。しっかりと記載していただき、あり
がとうございました。

【教育長】 ほかにいかがでございましょうか。高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 ありがとうございます。一つお伺いしたいのは、計画についてです。

1 番最後の12ページの16番のように、具体的ないじめの事例を示してほしいという御意見が多いと思いますが、やはり全部は書き切れない、また、書く必要もあるのか、というようないじめのタイプもあると感じております。そうしますと、非公開と言いますか、内部で行われる研修や連絡会が非常に重要になるかと思えます。

恐らく、この資料を超えて具体例を共有していくことになるかと思えますが、研修や連絡会についての計画等や意図のようなものはございますでしょうか。

【教育長】 指導部長、お願いします。

【指導部長】 まず、詳しく掲載するのは難しいため、我々もいじめについては、校長先生はじめ、各教員まで共有してまいります。その際に、先生方には詳しく話をする、と考えておりますので、学校の先生方には具体的な事象を基に説明することはできると考えております。

【教育長】 ほかにいかがでございましょうか。萩原委員、お願いします。

【萩原委員】 ありがとうございます。大人が守る、というメッセージについては、とても良いと思います。ただ、指導者間でいじめの定義について差があると、とても私は感じておりますので、子供たちを守り切れていない部分も過去あったかと思えます。

今回の冊子、資料を活用して情報の共有をしっかりと徹底していただきたいと思えました。

【教育長】 こちらは、意見として承りました。ほかにいかがでございましょうか。

—— 〈異議なし〉 ——

ほかに御質問、御意見がございませんようですので本件につきましては原案のとおり、決定をしてよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、本件については原案のとおり承認を頂きました。

報 告

(1) 令和7年度東京都教科用図書選定審議会(第2回)の答申について

～教科書調査研究資料及び令和8年度使用教科書採択(都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校(前期課程)及び都立特別支援学校(小学部・中学部))について～

【教育長】 それでは、報告事項(1) 令和7年度東京都教科用図書選定審議会(第2回)の答申について～教科書調査研究資料及び令和8年度使用教科書採択(都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校(前期課程)及び都立特別支援学校(小学部・中学部))について～の説明を、引き続き、指導部長、お願いします。

【指導部長】 来年度使用する小・中学校等の義務教育諸学校の教科書につきまして、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、教科用図書選定審議会に意見をお聞きし、業務を進めております。

本答申は、令和7年3月27日の第5回定例会で御決定いただきました諮問事項のうち「教科書調査研究資料 及び 令和8年度使用教科書採択(都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校(前期課程) 及び 都立特別支援学校(小学部・中学部))について」、令和7年6月13日に開催した第2回審議会で御審議の上、答申を頂いたものでございます。

本日でございますが、資料を行き来しながらの説明となりますため、タブレットに説明箇所を赤囲いなどで強調した資料を投影いたします。紙資料ではなく、タブレットを御覧になっていただきますようお願いいたします。

次の報告事項(2)についても、同様にタブレットに映した資料を中心に説明させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、「1 令和8年～9年度使用都立小学校用教科書調査研究資料(家庭科)」、「2 令和8年度使用特別支援教育教科書調査研究資料(学校教育法第9条1項の規定による教科書(一般図書))」は、いずれも調査研究資料として、適切であると認められる。また、採択資料について、青囲いで示しております。「3 令和8年度使用教科書の採択について(教科書採択資料)」は、来年度に都立の義務教育

小学校で使用する教科書を採択する際の資料として適切である。

このため、ピンク囲いの4において、東京都教育委員会は、教科書の採択に当たり、これを活用するとともに、他の採択権者に対しても十分に活用されるよう、指導・助言又は援助を行うこと、という内容の資料でございます。

都立小学校の家庭科から説明をいたします。報告資料(1)の2ページを御覧ください。赤囲いで示しました1(1)アの「調査研究の対象とした教科書」についてです。令和4年度の検定で新たに合格した小学校用教科書のうち、都立小学校では令和8年度から第5学年の家庭科の授業が始まることから、全259冊のうち、家庭科の教科書2冊の調査・研究を行いました。

1(1)のイ「調査研究の項目」についてでございますが、各教科書の違いの明確化を図る観点から、「内容」について研究を行いました。

「内容」については、学習指導要領の教科の目標や都教育委員会の基本方針及び、令和7年度都立立川中等教育学校附属小学校教育課程に係る基本方針等を踏まえ、教科書の特徴を示す内容について調査項目を設定いたしまして、その調査結果を、「実践的・体験的な活動の扱い」、「思考力・判断力・表現力等の育成について（学習過程の明示）」、「思考力・判断力・表現力等の育成について（学習の進め方に関する記述）」、「日本の生活文化の扱い」の項目にて調査し、その結果を記述いたしました。それでは、資料を御覧いただきながら、具体的に説明をさせていただきます。また、説明の途中で教科書の当該ページをスクリーンに投影いたしますので、併せて御覧いただければと思います。

画面は、資料1として配布しております、家庭科の調査研究資料の3ページを示しております。こちらの内容について、説明いたします。家庭科では、二つの発行者の教科書、全部で2冊が発行されておりますので、その2冊の調査をいたしました。

続きまして、資料1の4ページです。赤囲いの項目には、「都立小学校の教育課程における、教育課程編成基本方針」及び「家庭における学習指導の展開」を示しております。青囲いの項目3は、教科書の特徴をより明確にするための調査研究項目を記載しております。

資料1の6ページを御覧ください。それぞれの教科書が、どのように扱っているかを

調査し、「別紙【内容調査研究】」にまとめております。

資料1の5ページにお戻りください。「令和7年度都立立川中等教育学校附属小学校教育課程に係る基本方針」の「教育課程編制の基本的な考え方」の一つとして、「児童・生徒の発達や行動を考慮した小学校から中等教育学校までの教科の構成や学習内容の効果的な配置と体験活動の重視」が示されております。

そこで、「a」では、「実践的・体験的な活動の扱い」について調査し、まとめております。モニターを御覧ください。例として、こちらの教科書では、「いんどりいため」を調理する学習で、調理・制作の実習手順の順番がイラストや写真等で示されております。また、こちらの「できたかな？」の欄で、実践を通して身につける内容を振り返ることができるようになっております。

続きまして、「b 思考力・判断力・表現力等の育成について」です。資料1の5ページにお戻りください。「令和7年度都立立川中等教育学校附属小学校教育課程に係る基本方針」の「教育方針」の一つとして、「自ら課題を認識し、論理的に考え、判断し、行動できる力を育てる」、と示されております。このことから、資料1の6ページの赤囲いのb-1、日常生活の中から問題を見出して、課題を設定し、様々な解決方法を考え、実践・評価・改善し、考えたことを評価する等の学習過程がどのように扱われているのか、について調査してまとめております。

例として、こちらの教科書では、全ての題材が「1 気付く・見つける」「2 分かる・できる」「3 生かす・深める」の三つのステップで構成され、問題解決的な学習が展開できるようになっています。

続いて、資料1の6ページ青囲いのb-2では、主体的対話的で深い学びの実現に向けた学習の進め方がどのように扱われているか、について調査し、まとめています。

例として、こちらの教科書では、「生活に生かそう」と家庭実践につなげるように記述欄が設けられています。これからの生活に生かしたいことを書くことで学んだことを家庭実践につなげられるように記載がされており、児童が主体的に学習に取り組めるようになっています。

最後に、資料1の5ページに示した「c」についてです。「令和7年度都立立川国際中等教育学校附属小学校教育課程に係る基本方針」の「教育方針」の一つとして、

「日本の伝統・文化を理解し尊重するとともに、多様な価値観を受容し、主体的に国際社会に参画する力を育てる。」と示されています。このことから、資料１の６ページでは、「日本の生活文化の扱い」について調査し、まとめています。

例として、こちらの教科書では、地域の汁物が紹介されています。また、日本に四季があることで多様な山の幸や海の幸が手に入ること、だしを使った地域の郷土料理の説明、和食がユネスコ無形文化遺産に登録されたことなどが記載され、児童・生徒が日本の生活文化の扱いについて学べるようになっています。

続きまして、「特別支援教育 教科書調査研究資料（一般図書）」について、御説明申し上げます。

報告資料（１）の２ページ目「資料の概要について」にお戻りください。赤囲いにて、特別支援学校で使用する学校教育法附則第９条第１項に定める一般図書の調査研究の概要を示しております。

お配りしている冊子、資料２の特別支援教育 教科書調査研究資料でございますが、知的障害の特別支援学校等において、一年間を通して教科書として使用する絵本などの一般図書について、「令和５～７年度使用」の調査研究資料に掲載されていない図書で、都立特別支援学校から推薦のあった図書等を対象に、新たに２８冊の調査研究を行いました。調査研究に当たりましては、第１回審議会の答申で示されました内容に基づき、児童・生徒の障害の実態等を十分に考慮して、図書の内容や構成上の工夫などについて調査しました。また、一般の図書を教科書として使用する際の指導上の配慮等についても、併せて調査いたしました。

さて、具体的な内容でございますが、お手元の資料２の冊子から一部抜粋し、説明はタブレットで行わせていただきます。

資料２の３ページを御覧ください。知的障害の特別支援学校等で使用する教科書につきましては、発達段階に合った図書を選定することが非常に重要です。このため、中ほどの表のとおり、ＡからＣの三つの発達段階を想定して調査研究を行いまして、教科・種目別、発達段階別に資料をまとめてございます。

調査研究資料の５ページの左端の図書「【改訂新版】くらしに役立つ国語」を御覧ください。発達段階は表の下部に記してあり、こちらは【c】の本でございます。

上から、当該図書の発行者、書名、著者、定価と並んでおり、続いて図書の「内容」と、全体の構成や表記・表現、製本といった「構成上の工夫」についてまとめています。

また、下段の「その他」の欄には、市販の図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項や、その他参考となる事項等を記述しております。

この図書は、このように「電話のかけ方」など、日常生活で使う国語の内容を取り上げ、知識・技能、マナー等について説明を行う構成になっています。

また、要所にイラストや写真、資料があり、内容の理解を助けます。そして、製本は、糊綴じ、紙質は厚みがあり、表紙は固く、耐久性があります。その他として、多様化する現代の言語生活に合わせて、メッセージアプリの使用などを想定した学習があります。

調査研究資料の御説明につきましては、以上です。

では、報告資料（１）に戻ります。報告資料（１）の青囲み部分につきまして説明をいたします。

資料４、「令和８年度使用教科書採択について」です。

こちらは、来年度、都立の義務教育諸学校で使用する教科書について、文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科書、一般図書の３種類に分け、実際に採択していただく際の参考となるよう一つにまとめたものです。

画面は資料４の１ページを示しています。都立小学校の使用教科書・家庭科は、新たに採択することになります。

資料４の２ページです。都立小学校の家庭科以外及び都立特別支援学校（小学部）は令和５年度に教科書の採択替えを行いました。無償措置法及び同施行令により、四年間は同一の教科書を採択することとなっており、昨年度と同じ教科書を採択することとなります。

また、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）、都立特別支援学校（中学部）は令和６年度に教科書の採択替えを行いましたため、無償措置法及び同施行令により、四年間は同一の教科書を採択することとなっており、昨年度と同じ教科書を採択することとなります。

資料４の３ページは、都立小学校の教科書の一覧、次の４ページと５ページは、都立中学校等の教科書の一覧、次の７ページは、都立特別支援学校（小学部）の教科書の一覧、次の８ページは、都立特別支援学校（中学部）の教科書の一覧です。

なお、今年度は、新たに検定に通った図書等、採択替えが可能なものはありません。

10ページからは、障害のある児童・生徒が学習内容をよりよく理解できるよう、教育部門に応じて、文部科学省が著作・編集した教科書です。ここではその全てについて、障害種別、小・中学部別に採択（案）として一覧にお示ししております。

10ページからは視覚障害者用[点字版]の一覧、17ページが聴覚障害者用の一覧、18～19ページが知的障害者用の一覧です。20ページは都立特別支援学校（小学部・中学部）において、教科書として使用する一般図書についてです。点字版の一般図書を21～22ページに、拡大版の一般図書を23～27ページまでにお示ししました。28ページから最終の53ページまでが、知的障害特別支援学校並びに視覚障害・聴覚障害・肢体不自由及び病弱特別支援学校における、知的障害を併せ有する児童・生徒の教育課程用の一般図書の一覧です。

新規に採択するため調査研究を行った28冊については、該当の行を青で示しております。

タブレットの画面を御覧ください。最後に、報告資料に戻りまして、３ページの「３資料の取扱い」について説明します。

本日御説明しました調査研究資料に基づき、来年度、都立小学校で使用する教科書、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する一般図書の採択（案）とするものでございまして、本日の調査研究資料等を十分に御活用いただきまして、都教育委員会の責任と権限において、来年度に都立の義務教育諸学校で使用する教科書について、7月の教育委員会で採択を行っていただくこととなります。

報告は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございませんか。――
〈異議なし〉――

御質問、御意見がございませんようですので本件につきましては報告として承りました。

(2) 令和8年度使用都立高等学校(都立中等教育学校(後期課程)及び都立特別支援学校(高等部)を含む。)用教科書の調査研究資料について

【教育長】 それでは、報告事項(2) 令和8年度使用都立高等学校(都立中等教育学校(後期課程)及び都立特別支援学校(高等部)を含む。)用教科書の調査研究資料についての説明を引き続き、指導部長、お願いをいたします。

【指導部長】 それでは、報告資料(2)の1ページを御覧ください。令和6年度に新たに検定に合格した高等学校用教科書について調査研究資料を作成しましたので、御報告いたします。

赤囲いで示した、「1 調査研究の対象とした教科書」を御覧ください。今回対象となる教科書は、新学習指導要領に基づく、主として、低学年用の教科書です。253点ございます。

次に、青囲いで示した、「2 都立高等学校等において使用する教科書の調査研究の項目」についてですが、調査研究は、各教科書の違いが明瞭に分かるよう、「内容」及び「構成上の工夫」の二つの観点から実施いたしました。

まず、「(1) 内容」についてですが、学習指導要領の各教科・科目の目標等を踏まえ、この目標等と関連する調査項目を教科ごとに設定して調査研究を行いました。

さらに、全ての教科において「我が国の伝統や文化、国土や歴史に対する理解、他国の多様な文化の尊重に関する特徴や工夫」「固定的な性別役割分担意識に関する記述等」について調査研究を行いました。

また、「(2) 構成上の工夫」ですが、各教科書の構成等において、デジタルコンテンツの扱い及びユニバーサルデザインの視点について調査研究を行いました。

続いて、報告資料(2)の2ページの赤囲いで示した、「3 都立特別支援学校(高等部)において使用する教科書の調査研究の項目」を御覧ください。

特別支援学校(高等部)において使用する教科書の調査研究については、障害のある生徒にとって学習の課題や要点が単元の初めや終わりにまとめてあり、学習の見通しを持ち要点を押さえた学習ができるか、学習のポイントとなる重要語句を図・絵・写

真等を使用し、視覚的に分かりやすく解説しているかなど、使いやすいものかどうかという視点に立って、「内容」及び「構成上の工夫」について調査研究を行いました。

以上について、資料を御確認いただきながら具体的に御説明いたします。

令和8年度使用都立高等学校用教科書の調査研究資料として、資料1「共通教科」、資料2「専門教科」、資料3「特別支援学校」の3種類がございます。時間の関係もございますので、資料1と資料3について具体例を含めながら御説明いたします。

資料1、「令和8年度使用都立高等学校用教科書調査研究資料（共通教科）」でございます。共通教科は、報告資料（2）の最終ページにありますとおり、11教科24科目でございます。

「英語コミュニケーションⅠ」を例として御説明いたします。画面は、調査研究資料385ページを示しております。令和8年度に使用される教科書として、教科書目録に掲載されている、英語Ⅰの教科書が28点ございます。「教科書の記号・番号」の欄に、◆がついているものは、学習者用デジタル教科書の発行予定があることを示しております。項目2は学習指導要領における教科・科目の目標等を示しております。新しい高等学校学習指導要領では、全ての教科において、子供達はその教科の学習を行う際に、「言葉による見方・考え方」、「数学的な見方・考え方」などにより学習活動を行うことで、子供達の学びの質を向上させることを目指しております。「外国語」は、外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、言語活動を通して情報や考えなどを的確に理解したり適切に表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を育成することを目指す教科でございます。

続きまして390ページ、調査項目等を具体的に掲載しております。「（1）内容」、「（2）構成上の工夫」の2区分に分けて調査研究を行っております。

今回の調査研究では、昨年度と同様に教員の指導に即した教科書の記述の特徴を定性的に示すことができるよう調査を行っております。

英語コミュニケーションⅠでは、「a 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成」という調査項目により、各単元などにおいて、五つの領域別の言語活動や複数の領域を結び付けた統合的な言語活動が扱われているか、「b コミュニケーションの目的や場面、状況などに応じた言語の使用場面の設定」

という調査項目により、各単元等において、そうした場面の設定がされているかを見極めるなど、質的な調査を行っております。

そして、これらの各教科の特性を踏まえた調査項目に加えて、全ての教科に共通する調査項目として、人権や防災など、東京都の施策等に沿った調査も行っております。

また、学校における男女平等参画推進の視点から、「固定的な性別役割分担意識に関する記述等」についても調査を行っております。

さらに、「構成上の工夫」という調査項目では、「デジタルコンテンツ」、「ユニバーサルデザイン」の視点で構成及び記述の特徴を文章でまとめております。

それでは、調査結果を実際に御覧いただきたいと思います。

392ページになります。まず、「（１） 内容」の調査結果については、五つの領域別の言語活動に関する教科書の特徴的な内容を記載しております。「その他の項目」は、全教科共通で設定した項目の調査結果となります。「我が国の伝統や文化、国土や歴史に対する理解、他国の多様な文化の尊重に関する特徴や工夫」では、教材の中で我が国の文化や伝統芸能等について、扱っている教科名を記載しております。

「（２）構成上の工夫」の調査結果については、デジタルコンテンツやユニバーサルデザインに関することをまとめております。

以上が、「高等学校」の「英語コミュニケーションⅠ」の調査結果となります。

続きまして、資料３、「高等学校用教科書調査研究資料（特別支援学校）」を御覧ください。先ほどと同じ、英語コミュニケーションⅠを例に説明いたします。52ページです。特別支援学校高等部の生徒にとって、使いやすいものになっているかどうか、「内容」及び「構成上の工夫」の観点から調査をしたものです。

学習の目標が、各課の冒頭に示してあるなど、学習に見通しを持って要点を押さえた学習ができるか、学習のポイントとなる重要語句等の示し方を調査して、読みやすさなどについてまとめたものでございます。

資料２の高等学校の専門教科につきましても説明は割愛させていただきましたが、以上が調査研究資料についての説明となります。

最後に、報告資料（２）の２ページに戻りまして、下段の「４ 教科書調査研究資料の取扱い」を御覧ください。

ただいま御説明いたしました、「教科書調査研究資料」については、今後、速やかに各都立学校に周知をいたしまして、各学校に設置した教科書選定委員会において、教科書を選定する際の資料として活用いたします。

都教育委員会では、これらの教科書調査研究資料と、各都立高等学校等による教科書選定結果を総合的に判断いたしまして、各都立学校等で使用することが適当と認める教科書を採択していくこととなります。8月下旬の教育委員会定例会で採択していただくこととなります。

説明は以上です。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございませんか。――
〈異議なし〉――

御質問、御意見がございませんようですので本件につきましては報告として承りました。

（３）東京都が目指す「次世代の学びの基盤プロジェクト」

～「新たな教育のスタイル」の確立に向けて～について

【教育長】 それでは、報告事項（３）東京都が目指す「次世代の学びの基盤プロジェクト」～「新たな教育のスタイル」の確立に向けて～についての説明を、教育改革推進担当部長からお願いをいたします。

【教育改革推進担当部長】 東京都が目指す「次世代の学びの基盤プロジェクト」について説明いたします。この事業はこれまで「新たな教育のスタイル」として検討を進めているもので、1月9日の定例教育委員会でも方向性については、一度報告をさせていただいております。今回は、「新たな教育のスタイル」の確立に向けて、方向性を更に具体的に整理をした考え方と先行して実施している取組について、「次世代の学びの基盤プロジェクト」としてまとめたものを報告させていただくものです。

今回、とりまとめて作成しましたものは、3件ございまして、学校関係者向けの構想資料本文と都民向け説明資料、そしてその概要版の三つになります。

それではまず、概要版の資料を説明いたします。左上からですが、現状・背景等に

ついて、予測困難な時代となり、社会経済の不確実性が増大する中で、実社会と接続している高等学校では体系的な学問領域を学ぶことにとどまらず、生徒がデジタル端末を活用して、興味関心に応じて学びを深めていくことが必要となっております。これまで東京都教育委員会としては、特色ある学校を設置することで生徒のニーズに対応してまいりましたが、これからは、全ての学校でより一層きめ細かく一人一人の興味関心に対応していくことが必要と考えております。

そこで、各学校の在り方そのものをD X、制度、教員・組織の三つの観点で見直し、「次世代の学びの基盤プロジェクト」を実施してまいります。

下段、左下の部分にありますように、このプロジェクトが最終的に目指すところは、生涯にわたり、持続的に学び続ける力、自分で選択し決定する力を身に付けた、自立した学習者の育成としております。

続いて、具体的に都立高校を「新しい学びの場」へと進化させる取組について説明いたしますが、ここからは構想資料の本文を使って説明させていただきたいと思います。

本文の6ページになりますが、都立高校を「新しい学びの場」へ進化させていくために、三つの取組を掲げております。一つ目は、「デジタル」と「リアル」を最適に組み合わせた学びを実現し、学びの手段や内容の選択肢を増やし、生徒が主体的に学ぶ姿勢を育成します。二つ目は、生徒一人一人の学習状況に応じて、教員がティーチング、コーチング、ファシリテーションを使い分けて、生徒の学びを伴走する、ということです。三つ目は、生徒の学びと教員の関わり方、その両方の効果を高めるものとして、LMSを活用させていただきます。これらの三つの取組を有機的に連携させまして、学校を進化させていくことを新しく打ち出させていただきました。

さらに、具体的にこの3項目について説明させていただきます。一つ目の、デジタルとリアルを最適に組み合わせた学びについてですが、次の7ページを御覧ください。生徒達はデジタル技術が発展した環境の中で生活しておりますので、生徒の興味関心や学ぶ選択肢、領域は一層拡大し、また、個性化している状況です。デジタルを最大限に活用することで、生徒の興味関心、あるいは特性に応じて、学習機会の充実を図って、自ら学び方を選択して決定できるようにしていきたいと思っております。さら

に、8 ページですが、一方でデジタルの教育とともに、大切なのはリアルな場での教育と考えております。学校での学びには様々な人間関係を調整する力や連帯感、あるいは協調性等、実社会の中で必要とされる力が培われていきます。デジタルとリアルを最適に組み合わせて、デジタルの活用により、リアルの教育をより一層充実させていくことが重要だと思います。例えば、探究学習に生成 A I を活用することで、生徒の興味関心に応じた課題設定の中で、アイデアの創出を促す、また、デジタル技術の限界や安全性を踏まえて、正しい情報を見極める力や、情報の整理や分析を効率的に行う等、仮説や考察を友人同士で共有・議論することでより深い学びを実現することができないのではないかと考えております。

次の 9 ページになりますが、デジタルの教育とリアルの教育を組み合わせることで、個々の興味や関心に応じた学びや、ネットワークを活用したグループワーク、あるいは、専門家と繋がりをもつ専門性等、学びの充実を図ってまいりたいと思っております。都教育委員会は、各学校の状況を把握しながら、より先端的な学びへの取組を支援してまいりたいと思っております。

次に、教員の役割についてです。生徒一人一人の学習状況や状態に応じて、教員が生徒の学びを伴走することが重要になります。11 ページになりますが、教員は、生徒一人一人の状況や活動の場面に依拠して、ティーチング、コーチング、ファシリテーションの役割を意図的に使い分けていくことが必要になります。

12 ページになります。教員の伴走による生徒の変化のイメージです。例えば、教員のティーチングにより、知識やスキルを習得したり、コーチングにより、学びのプロセスを自分で決定したり、あるいは、ファシリテーションで他者との効果的なコミュニケーションを構築できるようになる等、教員が生徒に寄り添いまして、生徒が主体的に学ぶ姿勢を身に付けていきます。ここにありますが、ある生徒をイメージした一例です。自ら進める生徒もいますが、後押しすることで踏み出せる生徒、また、全面的に寄り添う必要のある生徒もいると思います。様々な生徒がおりますので、実際には教員が生徒一人一人に応じて関わり方を計画的に使い分けて、生徒の主体的に学ぶ姿勢を育成してまいりたいと思っております。

三つ目ですが、LMS の活用になります。13 ページのとおり、学習管理システム、

LMSを導入しまして、生徒の興味関心に応じた多様な学びを可視化してまいります。このことで、教員が速やかに生徒の学びの状況を把握できるようになり、また、生徒は自分の学びの履歴を早急に振り返ることができます。それに基づき、また次の学びの計画を自ら組み立てるといようなチャレンジが可能です。また、LMSを通じて、教員と生徒が学びの進め方や相談等を主体的に行うことができ、学ぶ姿勢を効果的に高めていけると考えております。LMSも様々なものがあるかと思いますので、国内及び国外の先進事例を幅広く収集し、どのようなLMSを活用していくのか検討を重ねてまいりたいと思います。

14ページになります。この部分は、これまで述べさせていただいたことを概念図としてまとめました。最終的に、生徒を自立した学習者へと導いてまいりたいと思います。

15ページになります。こちらは、今年度、取組を始めているものについて記載しました。例えば一つ目、生徒の興味関心に応じて、学びの選択肢を増やすものとして、生成AIを使いこなすためのプログラムや、アントレプレナーシップを育むことができるプログラムの開発をしていきたいと思っております。これらのプログラムでは、基礎的な知識や技能を学びつつ、実践や実習を重視して身の回りの課題に気付く、解決を図る等の自らの考えや行動等の変容を促すような内容としたいと考えております。

また、四つ目ですが、オンラインやオンデマンドの授業の実施と単位認定に向けた検討を行ってまいります。このような、五つのモデル的な事業について、着実に実施させていただきまして、その成果をしっかりと検証し、今年度末には中間のとりまとめを行いたいと思います。本日報告させていただいた資料のうち、都民向け資料については、中学生や保護者をはじめ、広く都民の方に周知する機会を活用させていただき、構想資料本文については、速やかに全校に共有いたします。令和8年度以降、各校の特色に応じて展開を進めてまいりたいと思います。

今後も、教育委員の皆様からの御指摘を頂きながら、生徒や保護者、あるいは、学校や地域、専門家の意見も取り入れさせていただき、「新しい学びの場」への進化を目指してまいりたいと思います。

私からの説明は以上です。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございませんか。それでは、教育監より補足説明をお願いします。

【教育監】 ただいま、説明がありましたが、この新たな教育のスタイルについては、これまでの教育委員会でも報告させていただいておりますので、その重複する部分もあるが、あえて、私から説明をさせていただきたく、お時間頂戴します。

報告資料の4枚目です。もう一度このプロジェクトの大きな方向性でございますが、社会に合わせて、それから技術革新等に合わせて、学校での学び自体を全体としてアップデートしていくということが、このプロジェクトにおける大きな目的です。その際、全体を貫く考え方としては、柔軟性を高めること、それから、学校ごとやあるいは、生徒一人一人の選択肢を増やす中で、よりきめ細かく選択をする中で、学びかつ自立性を育んでいきたいと考えております。

学校教育の仕組みというのは、正に100年以上にわたって、定着しているインフラであります。良い意味でも、悪い意味でも非常に堅牢なもので、それを変えていく方向性を共有しても、思うように変わっていかないというような現実もある中で、是非そこに具体的な取組、装置を組み込むことで変えていきたいというように考えております。

その堅牢な仕組みを非常にシンプルに図示したものが、この資料4枚目になりますが、これは繰り返しで大変恐縮でございますが、これまでの学校というのは、教室の中で時間割に沿って、教員が教科書を使用して、そして評価は期末テスト等のテストの評価を中心に行い、そのスタイルは主に一斉の授業である、というような形だと思います。これは、良さを生かしつつ、更にバージョンアップしていきたいということで、下にいくつか記載してあります。これは、場所や時間、あるいは学習内容等の全般について自由度を増し、デジタルを使用し、実現可能な方向性を示していきたいと、示しておりますのが次の5枚目にあります、三位一体の改革と呼んでいるものであり、更に、6枚目で今回まず着手する三つの点になります。

よって、繰り返しですが、この堅牢な仕組みを変えていくという考えから、都立高校全体をしっかりと巻き込みながら進めたいという想いと、できるところから、速やかに着手するというそういったアジャイルな姿勢と併せて、是非取り組んでいきたい

と考えております。抽象的なことも含めて考え方を補足させていただきました。以上です。

【教育長】 ただいまの説明を含めまして、何か御質問、御意見はございませんか。北村委員、お願いします。

【北村委員】 御説明ありがとうございます。教育監に補足していただいたことも、そのとおりだと思いますし、それをこれまで我々もここで議論してまいりましたし、これは東京都だけではなく、日本全体、文科省も現在の学習指導要領を変えていく議論の中でも行われていることだと思います。

国際的に見れば、ユネスコが2年前に発表した報告書等でも、先ほどお話しされたようなことが強調されているかと思います。そのユネスコの報告書が4年前に出た際に、非常にインパクトがあったのが、「何を続け、何をやめ、何を変えるのか」ということ、それはソーシャル・コントラクト、社会契約として、しっかりと考えましょうということが報告書のメッセージでしたが、この、「何を続け、何をやめ、何を変えるのか」を考えた際に2点ありますが、1点目は、正に先ほど御説明があったように、続ける部分と新しく加える部分があるわけですが、やめる部分ということも、もう少し今後、明確化していけると良いと思います。正に、堅牢な仕組みのため、やめるということができない、いろいろな教育改革を進めれば進めるほど、積み重なっていくため、棚卸しは学校が非常に苦手なところ、あるいは、教育委員会も苦手なところではあるかと思いますが、今後は「これはもうしません」というような、やめるというメッセージも是非、今後一緒に議論できれば良いと思います。これが一つ目です。

二つ目が、最初に出していただいた、まとめた資料の右側に、正にデジタルとリアルを組み合わせた学び、デジタルの教育をいかにリアルな教育に繋げるか、そしてリアルな教育を一層充実させるか、ということがありますが、ここにもう一つ、リアルな教育を変えていくか、といった視点も入れていただけないかと思っております。つまり、今まで行ってきたことをデジタルに置き換えるだけではなく、デジタルを使うからこそ今までできなかったこと、あるいは思いつかなかったことをリアルな教育を変えて、新しいことにしていく、そういった意味でのデジタルの活用、デジタルとリアルな組み合わせということが、更にメッセージとして今後踏み込んでいったものに

なれば良いと思っております。

この二つ、コメントですけれども、是非、今後もこのような議論を続けていきたいと思ひますし、ここで示していただいた内容は非常に大事な基盤になると思ひますので、これを踏まえながら更に議論できれば、ということでコメントさせていただきました。以上です。

【教育長】 コメントありがとうございました。ほかにいかがでございましょうか。萩原委員、お願いします。

【萩原委員】 ありがとうございます。素晴らしいプロジェクトで、これが実際に効果的に実現できれば、子供達の未来の選択肢が広がっていくと思ひ、わくわくしております。

ただ1点だけ、今までも同じようなことを申し上げてきまして、配慮してくださっているとは思ひのですが、あえて言わせていただきたいと思ひます。このプロジェクトを成功に導くためには、生徒の皆様様の心の成長とともにメンタルサポートが必要不可欠になると思ひます。本当に新しいスタートのため、誰一人取り残さないように細心の注意を払いながら準備を進めていただきたいと思ひております。よろしくお願いいたします。

【教育長】 貴重な御意見ありがとうございました。宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 御説明ありがとうございました。東京都が大きく舵を切るスタイルだと思ひまして、是非、実現に向けていきたいと思ひています。

その中で、今年度ここから始めます、というようなところに対して一つ質問と全体として一つ、御意見を伺いたいです。

一つ目の質問は、モデルを6校で検討するとのことでしたが、この6校はどのように選定をして、どのような形でその後展開をすることを今のところ見込んでいるのかというのが、ということです。

二つ目の質問は、全体的な質問ですが、こちらのコンセプトが実際にモデル校の先生や、今後、様々な教員、生徒、保護者に具体的にイメージしてもらうために、どのような形で今後、説明や理解を得ていくのかということ、もう少し具体的に、現在お考えのところをお聞かせいただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

【教育長】 教育改革推進担当部長、お願いします。

【教育改革推進担当部長】 モデル校の選定ですが、こちらについては、各校の実態を聴き取らせていただいて、可能な限り実施できる学校からまずは進めていくことを考えております。少し抽象的になってしまい申し訳ございません。

それから、この後の広報戦略のようなものでしょうか。こちらについては、例えば7月に、都立高校E X P Oというものがございます。そういったところで、この都民向けの資料について提示をして、その他様々な都教委の行事で提示をしていく、さらにこの件については、動画という形で作っております。今はまだ作成中ですが、動画のようなアニメーションを入れた形にしますので、そういった形で流していく、あるいは短いバージョンも作りますので、そちらについてはS N S等で公開をしていく、と考えております。

【都立高校改革推進担当課長】 補足です。今後の学校現場への浸透のさせ方ですが、校長先生の連絡会での周知や、各学校の教育課程を担う教務担当の先生方を集める会等もありますので、そういったあらゆる機会を通じて、この構想については周知・徹底してまいりたいと考えております。

【教育長】 それでは、教育監より先ほどの質問への回答をお願いします。

【教育監】 一つ目の質問については、資料が少し分かりにくいのですが、モデル校の6校は、一つの事業で6校です。この新たな教育のスタイルの指定校が6校あり、その6校で全てを行っていくわけではなく、例えば、デジタル教科書については、デジタルを活用したこれからの学び、と称して、これまでも実は研究の素地がある学校が6校以上ありまして、その中から特に今回このデジタル教科書について、ということで6校を選定して今年度から実施します。こちらの方が、全く素地がないところから始めるよりもスムーズに始められると考えました。

さらに、4番目の指定校は、校内別室授業のスタイルを様々な背景を抱える子供達を対象にして実施をしております。こちらも別で進行しているものがありまして、こちらは資料でも簡単に触れておりますが、オンラインやオンデマンドを使用して授業を行い、単位をどのように認定をするかという検証、この新たなミッションを6校に課し、実施をしていきます。よって、これまでの実践を踏まえた上で、それぞれいく

つかの学校を指定して、まず、今年度はこの計画を作成しながらになりますが、実践してまいります。

【教育長】 宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 御説明ありがとうございます。6校は、検証を行う内容別を選ぶということで確認をさせていただきました。ありがとうございます。

二つコメントさせていただきます。一つは、既に始めている検証の延長に聞こえないようにすることがとても重要だと思います。今、行っているものにプラスαする、というように誤解されないような説明が必要だと思います。その後の展開は、非常に大きな変革に結びつけようとしているため、今までの延長だと思われてしまうと、少し行うことが矮小化するリスクがあるかと思いますので、非常に気を付けなければならないと思います。

二つ目は、表現についても非常に思考し、この資料を作成していただき、方向性についても思考されていると思いますが、一人一人の解釈が大幅に異なると思います。この資料を読み、皆様や私どもがイメージしているような学び方を、同じようにイメージできるかという、少し難しいかと思います。よって、今までと異なるような説明や、周知、試行錯誤といった、いわゆる、広報戦略を行わないと、この学び方をある程度の人が、ある程度の範囲まで同じようにイメージできる状態にならないと思いますので、教育委員会側の説明の仕方に大きな変革が必要になるかと思います。この辺りも是非、引き続き御検討いただきたいと思います。

【教育長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 ありがとうございます。私もこの自立した学習者の育成に大賛成で、私自身の研究のテーマでもありますので、思いは強いです。

教育監より、堅牢の仕組みを変えていく、というような方向性をお伺いし、そのとおりであると感じました。堅牢な仕組みは、皆様も感じているとおり、意図している範囲のみではなく、無意識のレベルでいろいろと刷り込まれていることが多く、「こうあるべき」というものは、自分自身で分かっている、変えようと思っても、思うように変えられない、ということが長年繰り返されてきていると思います。

そういった意味で、宮原委員が、今回の検証は新しく、今までの連続ではない、というようなおっしゃり方をするのは、新しい環境や新しい考え方を通じて、自分が変わっていく可能性があるからと感じております。私自身も、いろいろな学校と関わって、学校の変化を感じるのは、新しい環境やツールが非常に作用している時だと思います。同じ道具、同じ環境ですと、どうしても変えようがない部分が非常にあると思います。特に、変化に効果的だと感じるのは、先生方の日常の業務が新しく変わり、非常に便利になることで仕事ははかどるようになり、無駄な連絡の減少や仕事の充実、忙しいけれど充実した、というようなことが続くことで考え方が徐々に変化し、教師としていろいろなことに取り組めるようになった嬉しさを子供に伝えて、自立した学習者を育てたい、というようなことも多いかと思います。

よって、自立した学習者の育成、というメッセージが合うような、先生方にも新しい環境やツールのようなものの提供のようなことも考えていただきたいと思います。

また、LMSは初めて聞いてから、もう20、30年は経過している言葉だと思いますので、場合によっては同じ概念でも、少し新しい言葉、新しい概念で進めていくということもあるかと思います。とにかく、新しい環境やツールが大きいかと思います。

以上、コメントでした。

【教育長】 ありがとうございます。ほかにいかかでしょうか。秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 北村委員がおっしゃった、「何を続け、何をやめ、何を変えるのか、」ということは大事な視点であると思いました。「何を変えるのか」と考えた際に、都教委に限る仕事ではございませんが、大学入試や高校入試の在り方も一緒に変わって欲しいと思いますので、都教委の大きな改革が社会全体に訴えるようなメッセージになると良いと思いました。

それから、広報戦略ですが、大きな変革であり、都教委が一丸となって、取り組むことを示すために、イメージキャラクター等をつくると、一斉に広がっていくのではないかと思います。以上です。

【教育長】 ありがとうございました。ほかにいかかでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——

ただいまの説明でほかに御意見や御質問が出尽くしたようですので本件につきましては報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

7月10日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】次に、今後の日程について教育政策課長からお願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会でございますが、7月10日木曜日午前10時から教育委員会室で開催したいと存じます。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、次会の定例会については7月10日木曜日午前10時から開催したいと存じますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——

日程、そのほか、何かございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。

(了)

(午前11時20分)